

事 務 連 絡
令和2年11月11日

事業所 各位

佐々町役場 住民福祉課 福祉班

介護保険 要介護・要支援認定更新勧奨通知の終了について

日頃から本町の老人福祉及び介護保険行政の推進につきましては、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では要介護・要支援認定期間が満了する方に対し、更新申請に係る案内文書を送付しておりましたが、令和2年12月送付分(令和3年2月末認定有効期間終了)をもちまして、書面でのお知らせを終了いたします。

これは介護給付適正化および要介護認定適正化の見直しの中で、居宅介護支援事業者や施設職員の皆様のご協力により、更新申請が滞りなく行われていることや、通知を送付することにより、介護サービスの利用予定が無いにもかかわらず更新申請を行うケースがみられること等から、終了させていただくものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。この取り扱いの変更により、被保険者の皆様に不利益が生じないように、当面は更新申請の状況を確認することとしています。

なお、申請の手続き方法につきましては、従来通りに行いますが、要介護・要支援認定申請書および事前アンケート、主治医意見書等は本町ホームページよりダウンロードをお願いします。また、主治医意見書封筒は役場1階住民福祉課窓口に設置しておりますので、ご自由にお取りください。

ご不明な点につきましては下記へお問い合わせください。

この件に関するお問い合わせ先 佐々町役場 住民福祉課 介護保険担当 〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168-2 TEL : 0956-62-2101 (内線 114) FAX : 0956-62-3178
--